

東大和市産業振興基本計画

－ 令和5年度改定 －

東大和市

はじめに

東大和市は、都心から西方約35kmに位置しており、西武拝島線、西武多摩湖線や多摩モノレールを利用した通勤・通学の利便性や多摩湖を中心とした狭山丘陵の緑豊かな自然と共生した優良な住環境を有するまちとして栄えてきました。



市では、平成25年(2013年)3月に東大和市産業振興基本計画を策定し、「農業」「工業」「商業」「観光」について横断的に取組を進めてまいりました。

この間の社会・経済状況に目を向けますと、少子高齢社会の加速等による農業等の担い手不足、商店街の賑わいの減少、さらには新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済の停滞が課題となりました。こうした中、市ではキャッシュレス決済による消費活性化事業や中小企業大学校との創業支援事業の連携強化、うまかんべえ～祭等のイベントによる市の魅力発信や賑わいの創出、都市農業への取組の支援等の施策を進めてまいりました。

平成から令和へと時代が変わり、本格的な人口減少社会だけでなく、コロナ禍により人々の行動や価値観も変化しました。本計画では、今後の多様な生活スタイルや働き方になくはない、デジタル技術や情報社会のさらなる進展を見据え、令和4年3月に策定された東大和市総合計画「輝きプラン」に沿って「暮らしと産業が調和した活力あるまちづくり」の課題である「IT・デジタル化の推進」や「新たな担い手の育成」に取り組んでまいります。

結びに、計画策定にあたり、多大なるご尽力をいただきました「東大和市産業振興基本計画連絡会議」の委員の皆様をはじめ、様々な機会を通じてご協力をいただきました市民、事業者、関係機関の皆様にご心から厚くお礼を申し上げます。

今後も、計画の実施におきまして、皆様のご協力をお願いいたします。

令和6年(2024年)3月

東大和市長 和地 仁美

目次

第一章 産業振興基本計画の改定について	1
1 計画改定の経緯.....	1
2 産業振興を取り巻く環境	1
3 計画の位置づけ	2
4 計画期間.....	3
5 計画の推進と各関係者の役割.....	3
第二章 市の現状.....	4
1 自然・社会環境	4
2 東大和市の産業の現状.....	7
第三章 産業振興施策の進捗状況について.....	13
1 産業振興施策の進捗状況.....	13
2 産業振興施策による成果と課題.....	14
第四章 豊かで充実した生活(東大和ライフ)の実現に向けて.....	16
1 第三次基本構想.....	16
2 取組の方向性.....	17
3 計画の目標.....	18
4 各主体における役割	19
5 進捗管理と成果・活動指標.....	20
6 施策の体系.....	21
第五章 施策の展開.....	22
《基本施策1》 経営基盤の整備支援.....	22
《基本施策2》 新たな担い手の育成.....	24
《基本施策3》 商業の振興.....	26
《基本施策4》 工業の振興.....	28
《基本施策5》 都市農業の振興	30
《基本施策6》 観光事業の推進	32
資料編.....	34

第一章 産業振興基本計画の改定について

1 計画改定の経緯

市では平成20年1月に産業振興の基本的な指針を定めた「東大和市産業振興基本条例」を制定し、平成25年3月に東大和市産業振興基本計画を策定しました。この計画では、「市民生活が豊かになる産業の振興」を目的に「農業」「工業」「商業」「観光」の横断的な様々な取組を進めてきました。

これまでの計画期間(11年間)の主な取組成果としては、市内に新しい事業者を生み出す仕組みとして「創業塾」の開講と「東大和市創業支援施設」の設置により、市内に新たな創業者が次々と生まれています。

また、市の観光キャラクター「うまべえ」の誕生や、市民や団体、商店と連携した「うまかんべえ～祭」、「スイーツウォーキング」など、市内外から集客できるイベント事業も定着してきました。これらは一体として、今後も更なる産業活性化への推進力になることが期待されます。

新型コロナウイルス感染症の流行もあり、産業振興を取り巻く環境も大きく変化しています。平成25年に策定した東大和市産業振興基本計画は計画期間を終え、これまでの成果を更に推し進め、新たな産業振興の取組が必要となることから、東大和市産業振興基本計画の改定を行うものです。

2 産業振興を取り巻く環境

産業振興を取り巻く環境をみると、世界では、新種のウイルスの発生や、各地で起こる戦争や紛争による不安定化、気候変動による各地での災害発生、食糧難や物価高騰など、現代の新たな問題を抱えており、先行きが見えない状況があります。日本でも、円安や企業の国際競争力の低下、少子高齢化、労働者不足などが生じており、年々深刻になっています。

そして、私たちのくらしの場面では、デジタル技術と情報化社会の進展に伴い、生活スタイルや働き方、それを取り巻く産業構造にも変化が生じています。市内産業では、製造業事業所の減少、商店街における高齢化や規模縮小、宅地化による農業用地の減少、及び農家の担い手不足などの現在進行する課題があります。

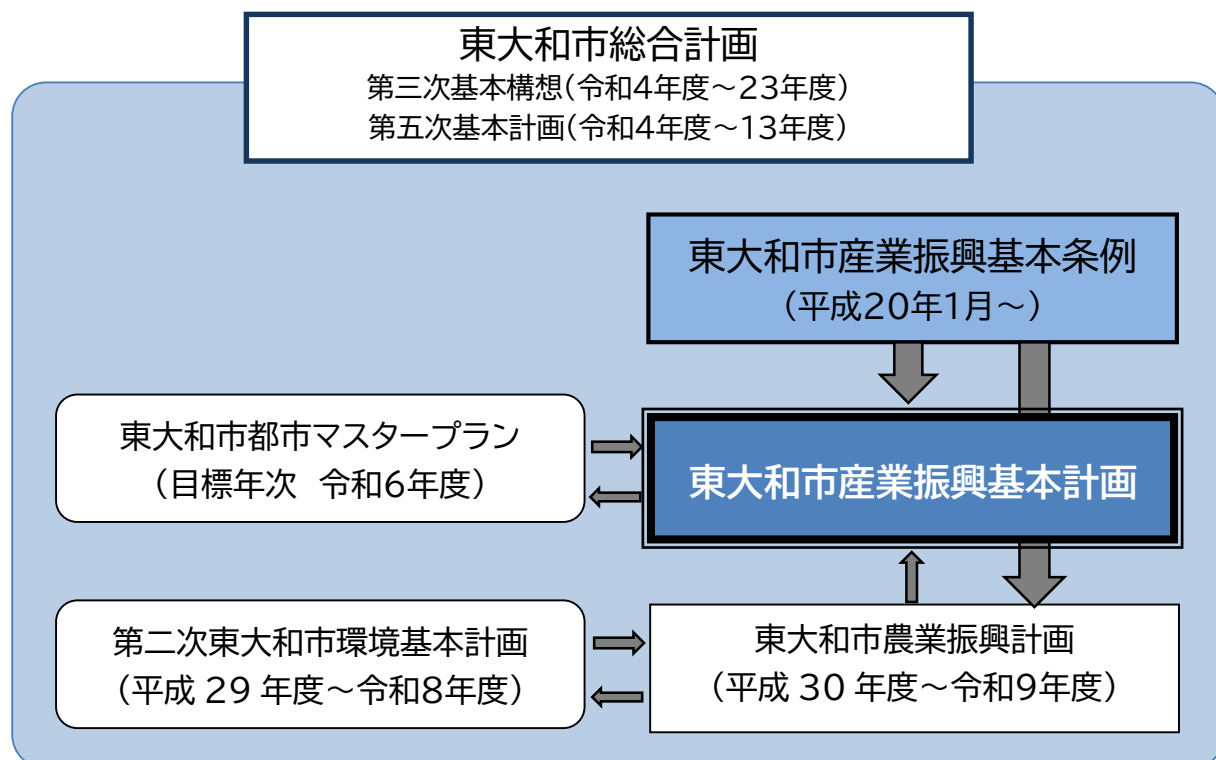
また、昭和・平成と長期にわたり増加傾向にあった市の人口は、8万6千人を超えた平成27年頃から、ゆっくりとした減少傾向にあり、少子高齢化は更に進んでいる状況です。開発可能地域が広くあり、多額の予算を投入して産業の活性化を図れる立川市や所沢市とは異なる地勢的、財政的状況の中で、持続可能な未来を見据え、諸課題に対応することが求められています。

市では、これらの状況を踏まえ、産業界だけが潤う産業振興ではなく、「豊かな生活とくらし」に今まで以上に焦点を当てた産業振興基本計画を策定し、市民の幸せにつながる産業を推進していきます。

3 計画の位置づけ

本計画は、東大和市総合計画の理念を踏まえて、産業振興分野における基本計画を取りまとめるものです。

また、東大和市都市マスタープランの都市整備の方針、東大和市農業振興計画、東大和市環境基本計画の農産物や景観保全の施策などの関連計画の方向性との整合性を保ちながら、市の産業の振興施策について定めるものです。



4 計画期間

産業振興は、短期間で成果を見込めるものではなく、中長期的な視点に立って、社会情勢に対応できる内容であることが必要です。そのため、計画の進捗状況を適格に把握し、適宜修正を加えつつ効果的な施策の実行を果たしていきます。

計画期間は10年としますが、中間点の5年目に計画全体の進捗状況を把握し、計画内容に変更の必要がある場合には改定を行います。

	令和									
	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
第三次基本構想	▶									
第五次基本計画	▶									
産業振興基本計画	▶									

5 計画の推進と各関係者の役割

産業振興は、事業者と関係者だけが取り組むものではなく、市内の住民を含めたすべての関係者が協力していくことが必要です。

本計画では、各関係者の役割を以下のように位置づけています。

■市民(市民団体等を含む)

- ・産業振興の理解者として事業者との連携、支援を進める。
- ・地場産業振興、地場流通への支援を行う。

■事業者

- ・事業者として計画を主体的に進める。
- ・産業振興の担い手として、積極的な事業展開に努める。
- ・産業を発展させるために、市民、事業関連団体との連携を進める。

■団体

- ・事業者団体の活性化を図るための取組を進める。
- ・技術指導や経営改善など、事業についての適切な支援を行う。
- ・産業の発展を図る立場から事業者と市民、行政を結ぶ役割を果たす。

■行政

- ・計画を推進するため、東大和市総合計画に基づく実施計画と連動し、具体化を図る。
- ・各団体や個人の連携や活動を支援する。
- ・計画に関する情報提供、進行管理を行う。

第二章 市の現状

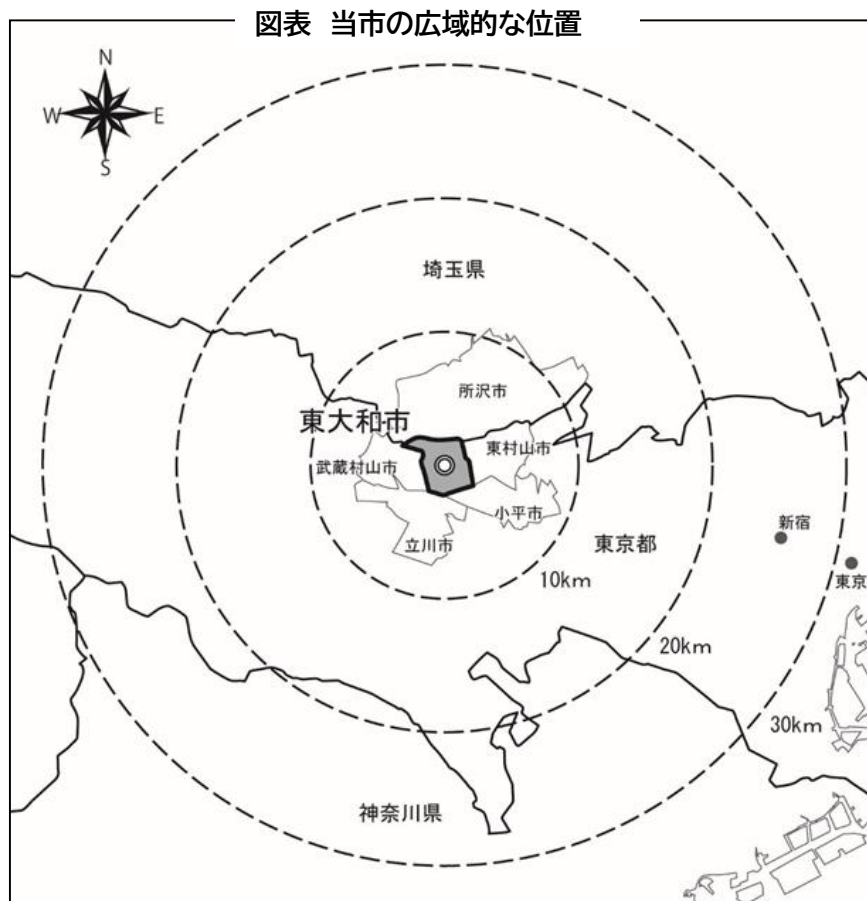
1 自然・社会環境

(1)位置・地勢

当市は、都心から西方約35キロメートルにあって、武蔵野の一角に位置し、東西5.3キロメートル、南北4.3キロメートル、総面積13.42平方キロメートルとなっています。

東は東村山市、西は武蔵村山市、南は立川市・小平市、北は埼玉県所沢市に接し、都心へ1時間の通勤圏にあります。

地勢は、北部に多摩湖(村山貯水池)を擁する狭山丘陵が東西にゆるやかに起伏し、中央部から南部にかけては概ね平坦地となっています。



資料:「東大和市総合計画 輝きプラン」より

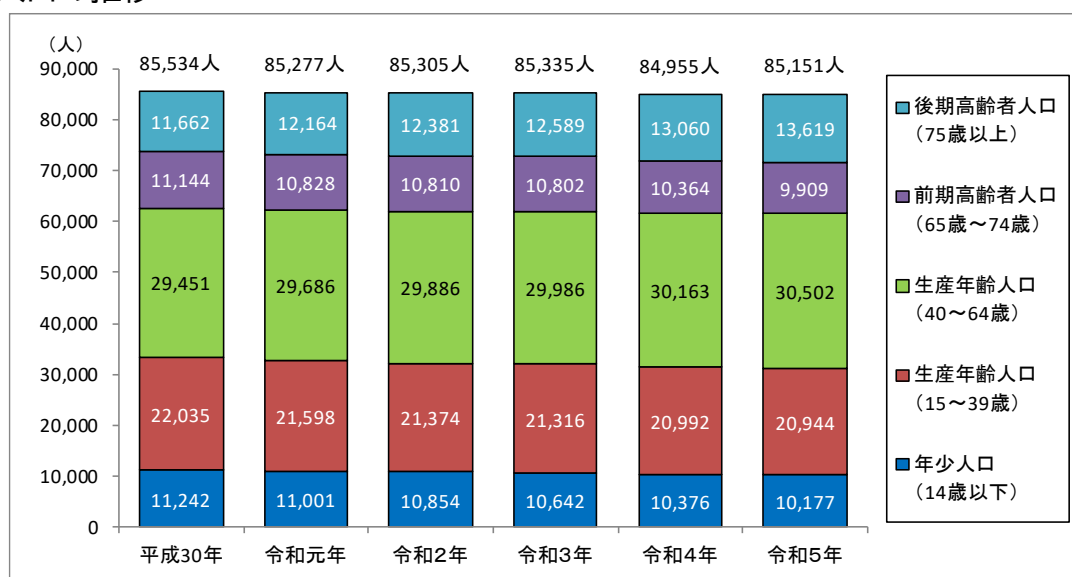
(2)人口

市の人口の動きをみると、わずかに減少傾向で推移しており、平成30年から令和5年にかけて383人減少しており、令和5年9月末日現在で85,151人となっています。

年齢構成をみると、年少人口(14歳以下)の減少が大きく、平成30年から令和5年の間で1,065人の減少となっています。一方、生産年齢人口の40～64歳と後期高齢者人口が増加しています。

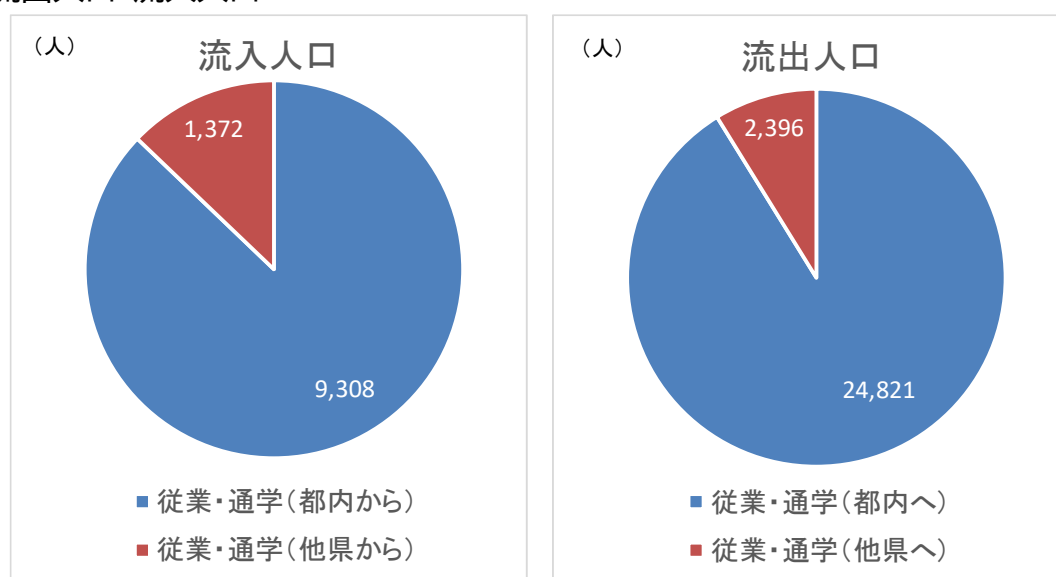
通勤・通学による市内外への移動については、流出人口(市外への通勤・通学)が流入人口(市内への通勤・通学)よりも多くなっています。

■人口の推移



資料：住民基本台帳各年度9月末日現在

■流出人口・流入人口

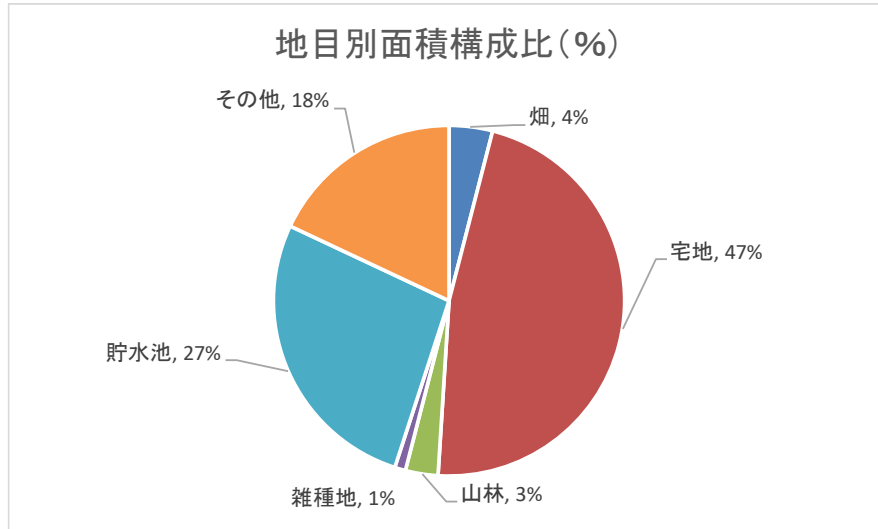


資料：国勢調査(令和2年10月1日現在)

(3)土地利用

市の土地利用は約5割が宅地となっています。また、面積の2割強を貯水池が占めています。

【地目別面積構成比】

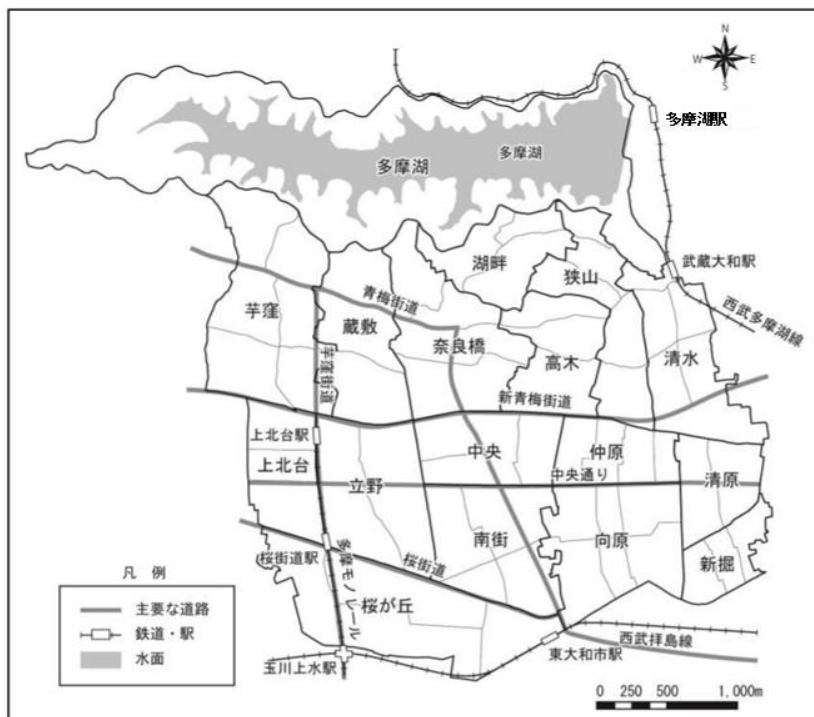


資料:固定資産概要調書(令和4年1月1日)

(4)道路・交通

市の主要な道路網は、東西に新青梅街道、南北には東大和市駅から市役所前を通過し、新青梅街道を抜ける都道5号線と玉川上水駅から上北台駅を通る都道43号線及び芋窪街道があります。

鉄道は西武鉄道拝島線と多摩湖線、多摩モノレールが重要な交通となっているものの、駅が市の周辺部にあるため、鉄道駅までのアクセスについては路線バス及びコミュニティバス・自転車などに頼っているのが現状となっています。



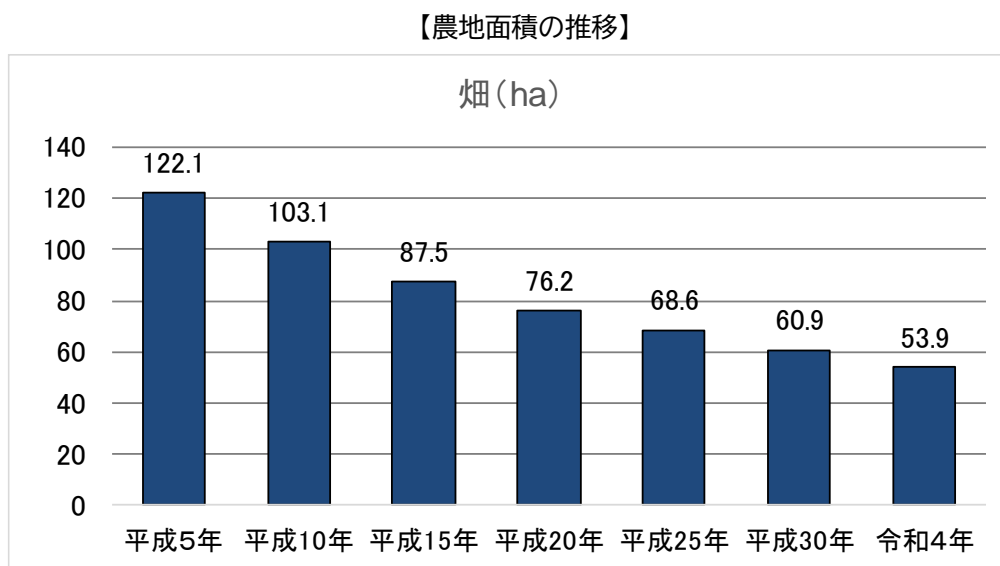
資料:「東大和市総合計画 輝きプラン」よ

2 東大和市の産業の現状

(1) 農業

① 農地面積の推移

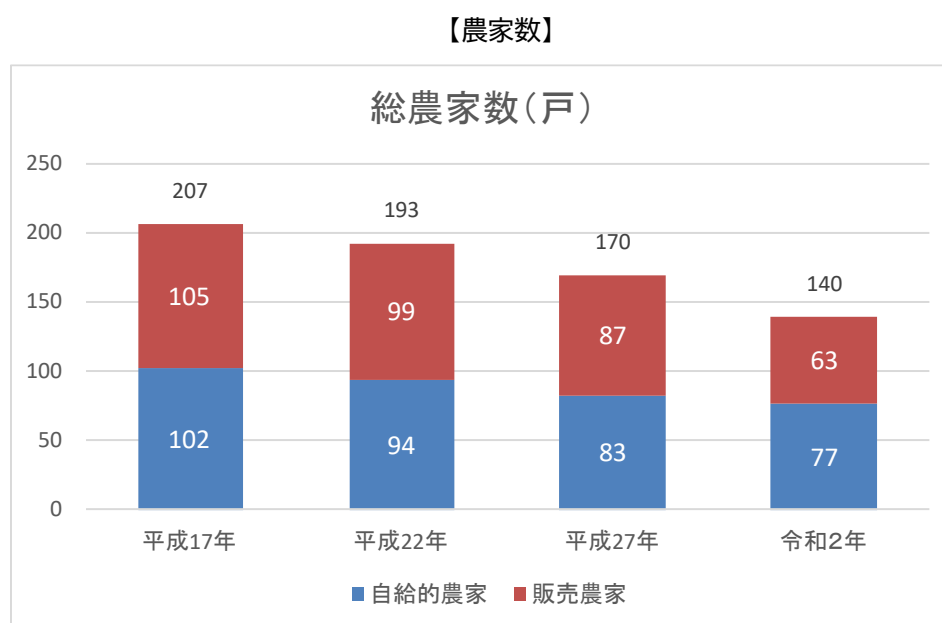
畑の面積は、令和4年は53.9ヘクタールとなっており、減少傾向で推移しています。



資料：固定資産概要調書(各年4月1日現在)

② 農家数の推移

総農家数は、全体としては減少傾向となっており、令和2年は140戸、うち自給的農家が77戸、販売農家が63戸となっています。



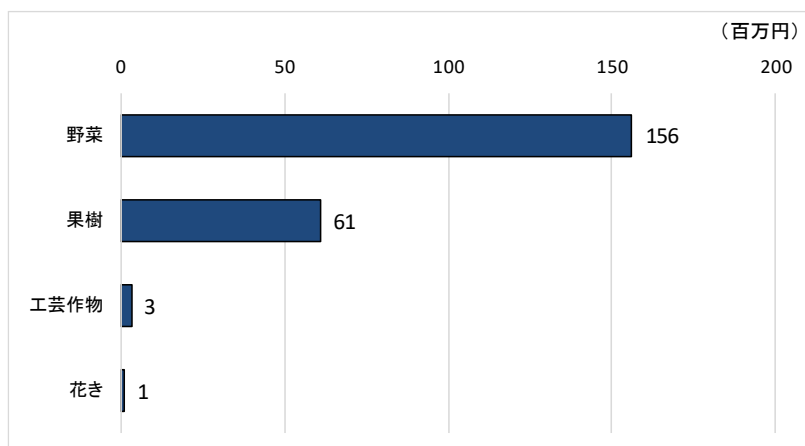
資料：農林業センサス(各年2月1日現在)

③ 生産・販売

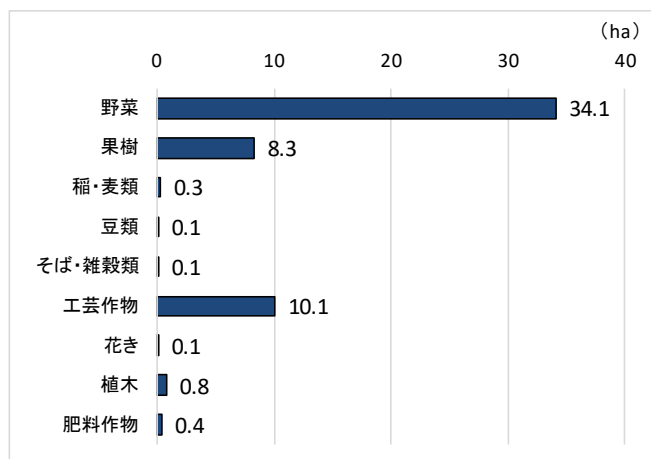
農業産出額(令和3年)は221百万円であり、野菜が156百万円、果樹が61百万円、工芸作物が3百万円、花きが1百万円となっています。

作付面積は、野菜が最も多く34.1ヘクタール、工芸作物が10.1ヘクタール、果樹が8.3ヘクタールとなっています。野菜の内訳をみると、ダイコンが3.3ヘクタール、パレイショが3.1ヘクタールなどとなっています。

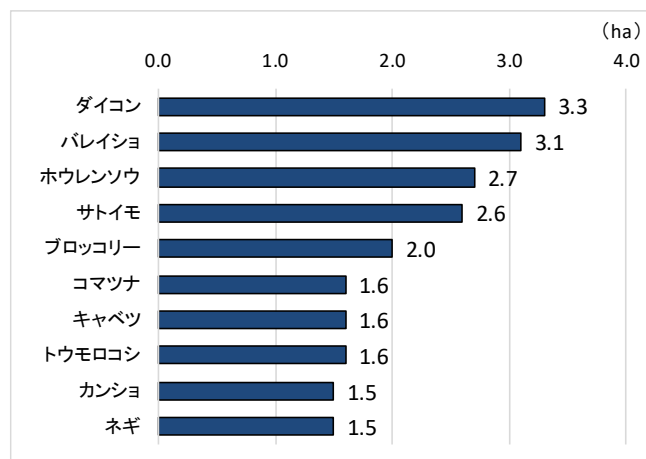
【農業産出額(令和3年)】



【作付延べ面積(令和3年)】



【野菜作付延べ面積順位(上位)(令和3年)】



資料:農業データブック

(2)商業・サービス業

① 商業・サービス業の概況

市の商業は、事業所数では「卸売業、小売業」が27.0%で最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」が14.6%、「医療、福祉」が14.4%で続いています。

従業員数では「医療、福祉」が29.1%と最も多く、次いで「卸売業、小売業」が27.2%、「宿泊業、飲食サービス業」が13.2%で続いています。

【事業所数(令和3年度)】

(事業所)

電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業
1	17	39	479	20	168	106
0.1%	1.0%	2.2%	27.0%	1.1%	9.5%	6.0%
宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業(他に分類されないもの)	総数
260	204	101	256	11	113	1,775
14.6%	11.5%	5.7%	14.4%	0.6%	6.4%	100.0%

【従業員数(令和3年度)】

(人)

電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業
53	48	920	4,681	299	548	741
0.3%	0.3%	5.3%	27.2%	1.7%	3.2%	4.3%
宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業(他に分類されないもの)	総数
2,275	992	758	5,008	99	787	17,209
13.2%	5.8%	4.4%	29.1%	0.6%	4.6%	100.0%

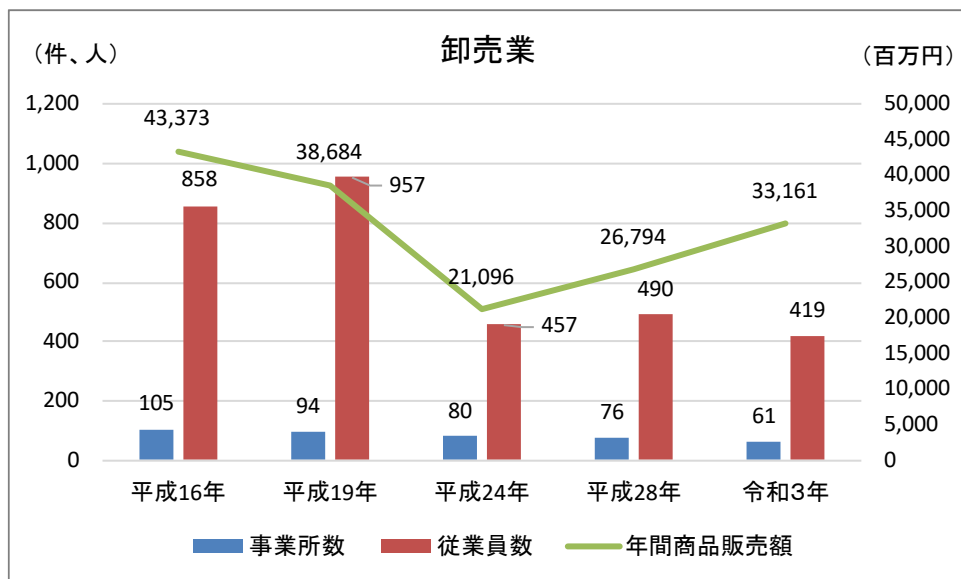
資料：経済センサス活動調査(「外国の会社」及び「法人でない団体」を除く)

② 商店数、従業員数、年間売上額の推移

市の卸売業は、事業所数は平成16年より減少し続けています。従業員数も平成16年から減少しており、平成24年から28年にかけてはやや増加しましたが、令和3年には再び減少しています。年間商品販売額は、平成24年以降、上昇しています。

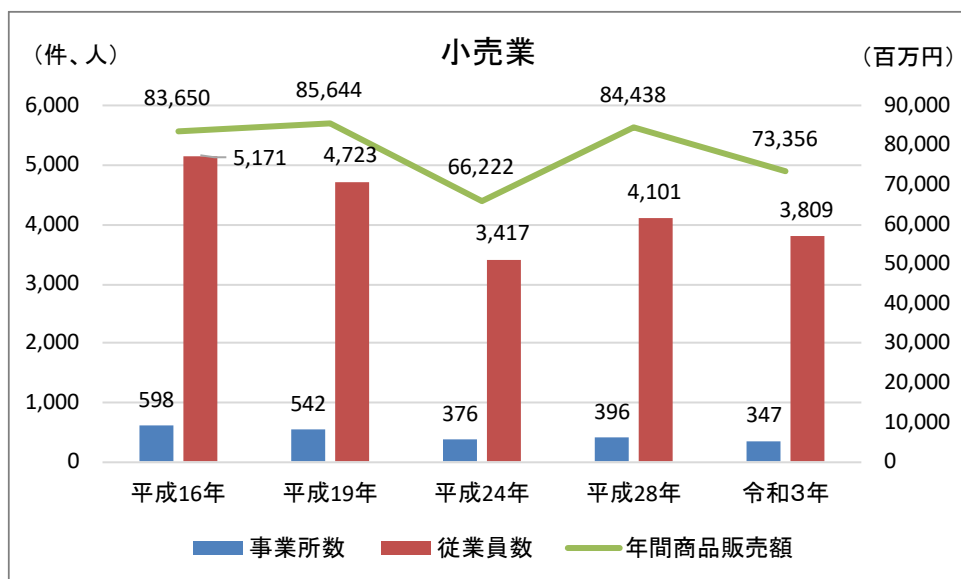
小売業については、事業所数は卸売業同様に平成16年から令和3年にかけて減少が続いていますが、平成28年にはやや増加しています。従業員数も平成28年にやや増加しましたが、令和3年に再び減少しています。年間商品販売額は平成28年には持ち直したものの、令和3年には減少し73,356百万円となっています。

【卸売業の事業所数、従業員数、年間商品販売額の推移】



資料：経済センサス-活動調査

【小売業の事業所数、従業員数、年間商品販売額の推移】



資料：経済センサス-活動調査

(3) 製造業

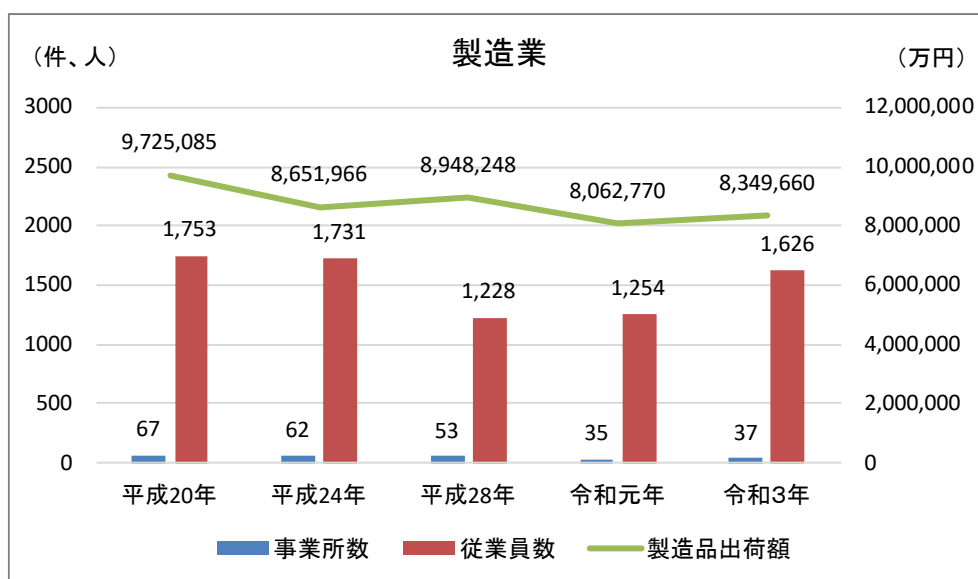
① 事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移(従業員4人以上の事業所)

市の製造業をみると、事業所数は平成20年から令和元年にかけて減少していましたが、令和3年にはわずかに増加し37件となっています。

従業員数は平成24年から平成28年にかけて減少していますが、以降増加に転じ、令和3年には1,626人となっています。

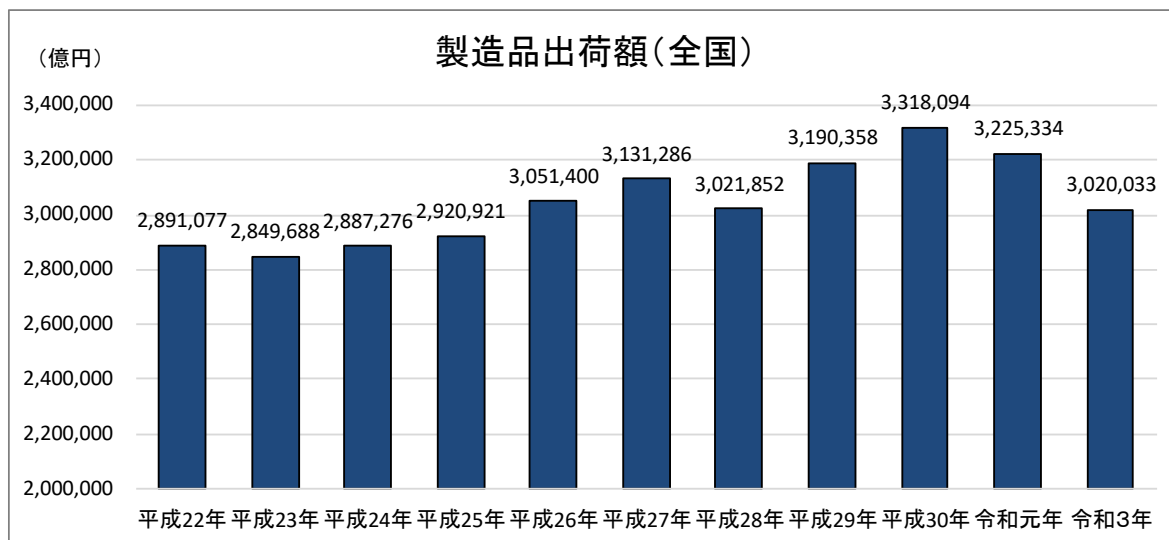
製造品出荷額は減少傾向にあり、令和3年では約835億円となっています。

【製造業の事業所数、従業員数、製造品出荷額の推移】



資料:平成20年、令和元年は工業統計調査、平成24年、平成28年、令和3年は経済センサス-活動調査

【製造業の年間製造品出荷額全国推移】



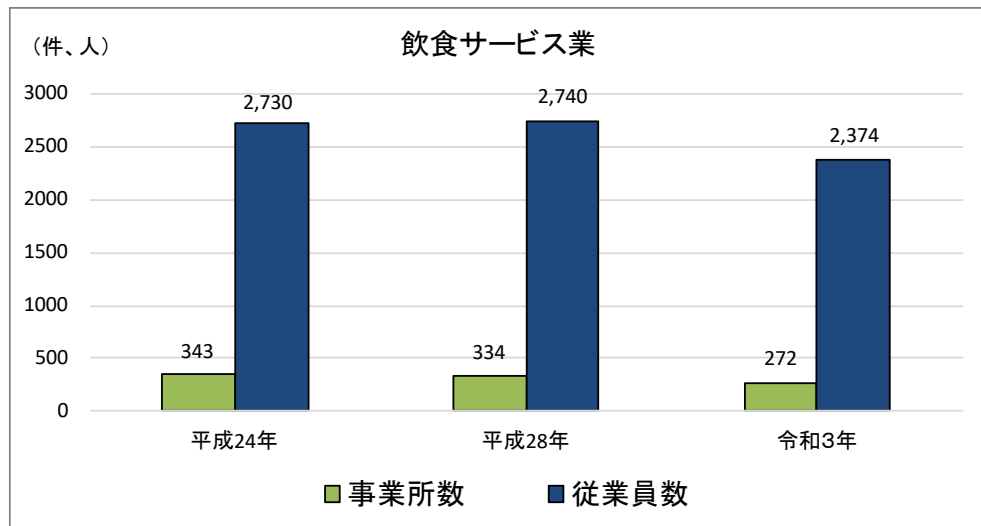
資料:令和元年までは工業統計調査、令和3年は経済センサス-活動調査

(4) 飲食業

① 飲食サービス業の事業所数・従業員数の推移

市の飲食サービス業をみると、事業所数は平成24年から令和3年にかけて減少しており、令和3年では272件となっています。従業員数は、平成24年から平成28年にかけてやや増加していますが、その後減少し、令和3年では2,374人となっています。

【飲食サービス業の事業所数・従業員数の推移】



資料：経済センサス-活動調査

第三章 産業振興施策の進捗状況について

1 産業振興施策の進捗状況

各施策の実施状況をみると、平成25年度以降に実施された事業は67事業で全事業の63%となっています。未実施事業は40事業で全事業の内37%を占めています。

分野別でみると、A評価が最も多いのは「農業」で55%、最も低いのは「観光」の31%となっています。基本施策単位でみると、「4-2.農業・工業・商業との連携」では4事業すべてが未実施となっています。

【施策・事業の実施状況】

分野	基本施策	A		B		C		D		E		件数
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
農業		22	55%	0	0%	0	0%	1	3%	17	43%	40
	1-1.ふれあい農業の推進	6	67%	0	0%	0	0%	0	0%	3	33%	9
	1-2.経営基盤の強化	11	73%	0	0%	0	0%	0	0%	4	27%	15
	1-3.農地の保全と活用	4	44%	0	0%	0	0%	1	11%	4	44%	9
	1-4.観光を活用した商業・工業との連携	1	14%	0	0%	0	0%	0	0%	6	86%	7
商業		11	39%	1	4%	4	14%	3	11%	9	32%	28
	2-1.商店街活性化の促進	4	50%	0	0%	2	25%	1	13%	1	13%	8
	2-2.商業環境の整備	2	29%	0	0%	0	0%	1	14%	4	57%	7
	2-3.経営安定化の支援	4	44%	0	0%	2	22%	1	11%	2	22%	9
	2-4.観光を活用した農業・工業連携	1	25%	1	25%	0	0%	0	0%	2	50%	4
工業		11	48%	0	0%	3	13%	0	0%	9	39%	23
	3-1.経営安定・高度技術化の支援	6	55%	0	0%	2	18%	0	0%	3	27%	11
	3-2.住環境との調和	4	80%	0	0%	0	0%	0	0%	1	20%	5
	3-3.観光を活用した商業・農業との連携	1	14%	0	0%	1	14%	0	0%	5	71%	7
観光		5	31%	4	25%	2	13%	0	0%	5	31%	16
	4-1.観光振興のための基盤整備	1	33%	1	33%	1	33%	0	0%	0	0%	3
	4-2.農業・工業・商業との連携	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	4	100%	4
	4-3.観光資源の発掘・創出	2	50%	2	50%	0	0%	0	0%	0	0%	4
	4-4.観光資源情報発信	2	40%	1	20%	1	20%	0	0%	1	20%	5
総計		49	46%	5	5%	9	8%	4	4%	40	37%	107

※A:概ね計画どおりの進捗(81%以上) B:概ね半分以上達成(51%~80%) C:遅れている(21%~50%)

D:大幅に遅れている。(1%~20%) E:実施していない(検討もできていない)

2 産業振興施策による成果と課題

市が取り組んでいる産業振興施策の主な成果としては、「創業塾」「東大和市創業チャレンジ施設」「観光キャラクター“うまべえ”」「うまかんべえ～祭」「スイーツウォーキング」等があり、今後の更なる成果も期待されます。

(1)成果

・創業塾の開校(创业者の輩出)

創業を考えている方や創業したばかりの方を対象に、創業に必要な知識やスキルを学ぶことができる創業塾を平成27年度に開校しました。

創業塾では、全5回のセミナーで構成されており、各回では「人材」「経営」「販路開拓」「財務」の分野について、専門家の講師から講義やワークショップを受けることができます。

平成27年度から令和5年度までに36名が市内で創業しました。

・東大和市創業チャレンジ施設の設置(创业者支援)

商店街の活性化を応援する「活気ある商店街づくり事業」の取組として、商品販売、飲食営業等ができる設備を備えたチャレンジショップ「東大和市創業チャレンジ施設チェレステ・ガーデン」が令和元年9月にオープンしました。開設から令和5年9月までの約4年間で、24事業者がキッチンやショップやサロンスペースとして施設を利用し、市内創業にもつながっています。

『チェレステ・ガーデン』では、以下のことを目指しています。

- ①「起業の種が花開く」市内で創業・開業を希望する方に対し、本格的にお店を出す前のお試し創業や得意を活かした起業の場の提供
- ②「地域とともに、豊かなまちづくり」商店街の集客の拠点とし、商店街と連携したにぎわいの創出
- ③「まちに広がる起業の種」東大和市の地域の活性化

・観光キャラクター「うまべえ」の誕生(ブランド・プロモーション)

「うまべえ」は、東大和市では初となる食の祭典「東大和市グルメコンテスト“うまかんべえ～祭”」のキャラクターとして、平成24年4月に生まれました。「お椀」と「わんこ(犬)」がモチーフとなっており、丸いシルエットや手足の短さ、舌を出した愛くるしい表情などがかわいいと評判になり、人気を博しています。

「うまかんべえ～祭」はもとより、様々なイベントに登場したり、クッキーなどのお菓子や革製品・ピンバッチ等のモチーフになったりと活躍の場を広げています。

平成27年「ゆるキャラグランプリ」にて投票の結果、全国68位、都内1位の成績を収め、ご当地キャラクターとして市の知名度向上に貢献しています。

・うまかんべえ～祭の開催(産業の連携)

「うまかんべえ～祭」は、地域住民の交流と東大和の食文化を活かし、地域社会を元気にすることを目的に開催されています。「うまかんべえ～祭」で実施されるグルメコンテストでは、市内の飲食店や市民団体が、市の特産品や地場野菜を使ったオリジナルメニューを出品し、来場者や審査員の投票でグランプリを競います。

令和5年5月に開催した「うまかんべえ～祭」では、約5万3千人の参加者があり、グルメコンテストには21店舗の出店がありました。

・スイーツウォーキングイベント(魅力発信)

「スイーツウォーキング」は、市内で人気のスイーツ(和洋菓子、パン等)取扱店の自慢の逸品を食べ歩くウォーキングイベントです。毎年秋に開催される「スイーツウォーキング」では、参加者600名の定員が満員になるほど人気のイベントとなっています。

ウォーキングコース上には、市の観光スポットも含まれており、東大和の魅力を知り、美味しく楽しんでもらえるイベントとして定着しています。

(2)課題

・農業

後継者不足の問題が大きく、これに関連して農地の減少も深刻な問題となっています。今後、高齢化が進み、人手が不足するようなことがあった場合に備えて、農家で協力していこうとする動きはありますが、それぞれが独立しているため連携が難しい状況です。

・商工業

商業、工業ともに、事業所数が減少傾向にあります。また、経営者の高齢化などで店を閉めた場合、住居一体型店舗の多くはテナントとして活用されにくいため、空き店舗のままになる傾向があります。また、商店街では会員数の減少が進んでおり、空き店舗の活用は喫緊の課題となっています。

・観光

地域産業の振興につなげる集客イベント事業は、「うまかんべえ～祭」など、集客については年々増えてきており、農業や商工業との連携についても一定の効果が認められますが、ご当地グルメの誕生というところまでには到っていない状況です。

第四章 豊かで充実した生活(東大和ライフ)の実現に向けて

1 第三次基本構想

東大和市第三次基本構想では、目指す都市像を「水と緑と笑顔が輝くまち 東大和」とし、6つの基本目標が設定されています。

【基本目標】

- ① 子どもたちの笑顔があふれるまち
- ② 健康であたたかい心のかよいあうまち
- ③ 安全・安心で利便性が高いまち
- ④ 心豊かに暮らせるまち
- ⑤ 環境にやさしいまち
- ⑥ 暮らしと産業が調和した活力あるまち

本計画は、「⑥ 暮らしと産業が調和した活力あるまち」を実現していく計画として、産業振興の基本的施策をまとめたものとなります。

■東大和市第三次基本構想での産業分野の方向性

暮らしと産業が調和した活力あるまちづくり

- 商工業、勤労者支援による、地域の中でより良い経済循環を生み出すまちづくり
創業支援等を通じた商店街や企業活動の活性化など、商工業の振興を図るとともに、勤労者支援に取り組み、地域の中でより良い経済循環を生み出すまちづくりを進めていきます。
- 都市農業の機能が十分発揮されるまちづくり
農地の保全・活用、農業の担い手の確保・育成、地産地消の推進など、農業の振興に取り組み、都市農業の機能が十分発揮されるまちづくりを進めていきます。
- 交流人口の増加と人口減少の抑制を目指したまちづくり
地域資源を活用した観光事業の推進や、住みやすい居住環境に関する情報発信などに取り組み、交流人口の増加と人口減少の抑制を目指したまちづくりを進めていきます。

2 取組の方向性

産業振興は、市内産業を中心とした事業の活性化を図っていくものです。そして、取組の結果として目指すものは、「豊かな生活とくらし」につながるものです。

これまでの計画は「観光」を中心にしていましたが、今後は、商工業や農業の共通課題として、IT化や担い手不足解消を中心に取り組んでいきます。

共通課題やその他の課題を踏まえ、以下の4つを取組の方向性とします。

●多様な働き方

IT 産業の発展により、時間や場所にとらわれずに、育児や趣味などそれぞれの事情にあった多様な働き方の実現を目指す。

●持続可能性

長期的に持続可能な経済活動や、環境負荷の低減につながる産業を推進する。

●地域社会との連携

地域資源や地域の文化を活かした産業など、地域の特性を生かした地域社会と共生する産業の活性化を図る。

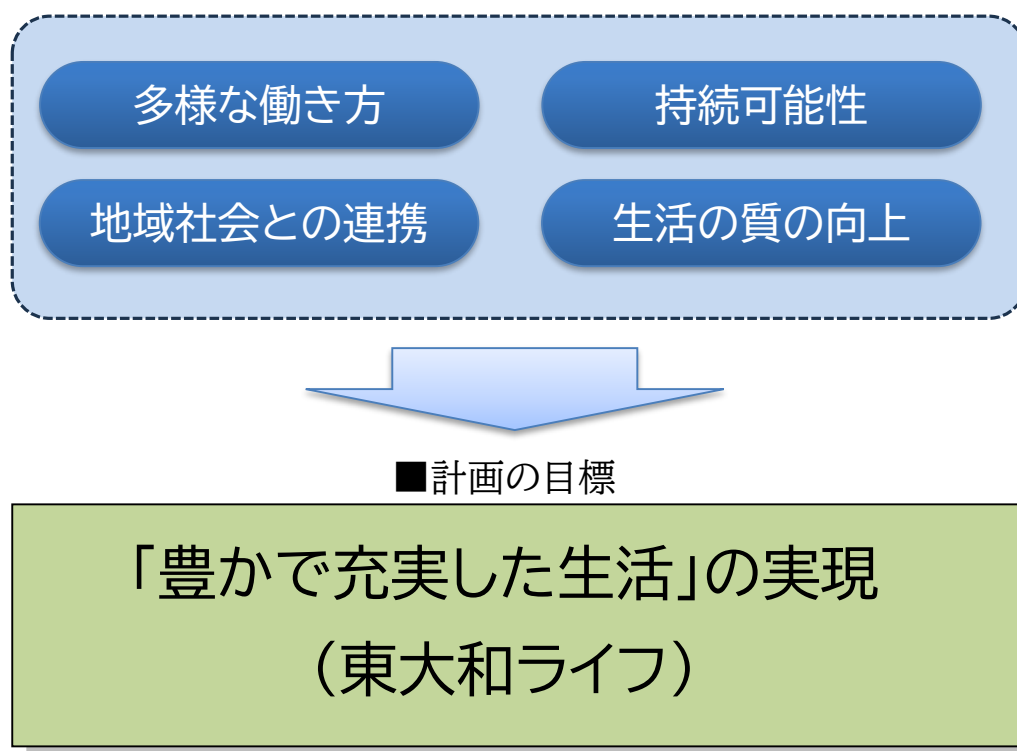
●生活の質の向上

地域の消費者ニーズに応じた良質なものやサービスを提供する事業者の創業推進など、生活の質を高める産業の活性化を図る。

3 計画の目標

持続可能な産業振興を果たしていくためには、市内の職を増やすことで職住近接を図ったり、農商連携による地産地消を促進したりするなど、市内での産業連携を図っていくことが重要です。

計画を推進していくにあたり、次の4つの方向性を基本として取り組み、市内事業者や労働者を含めた市民にとって幸せにつながる産業振興となるよう、目標は『「豊かで充実した生活」の実現(東大和ライフ)』と定めます。



計画の目標が描く『東大和ライフ』の具体像は、以下のような姿を想定しています。

■計画が目指す『東大和ライフ』の姿

- 1 デジタル人材の育成による、多様な働き方の実現
- 2 就職希望者への幅広い支援の充実による、就職バリアフリー化
- 3 創業促進による、商店街の活性化と消費活動の充実
- 4 地域に根差した工業や建設業による、生活の安心・安全の実現
- 5 農地保全と直売所による、新鮮な食材のある暮らし
- 6 集客イベントによる、人と人のつながり強化と地域産業の振興

『東大和ライフ』の実現に向けて取り組むことは、東大和市に魅力が増し、活気が生まれ、流入人口の増加につながります。また、「第2期東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプラン」では10年後(令和16年)の目標人口を82,952人としており、これを達成するための手段の一つとして取り組んでいきます。

4 各主体における役割

人々の生活に直接結びつく地域経済は、市民の生活にとって極めて重要な活動であると言えます。事業者が生産と販売によって利益を得るというだけではなく、市民は生活必需品の供給を受け、また、雇用機会を得るという意味で、地域産業の振興は、市民の生活に潤いをもたらすものであると考えられます。

産業振興に関わる各主体の役割は以下のようになります。

- ◆市民……就労、起業、消費等
- ◆事業者……事業活動
- ◆団体……事業者と市民、行政を結ぶ
- ◆行政……資金相談、あっせん、情報提供等

産業振興は、直接的な事業の関係者だけでなく、市民の理解と支援も重要であり、市全体が一丸となって取り組む必要があります。

【産業振興での産業別役割】

	市民	事業者	団体	行政
農業	<ul style="list-style-type: none"> ・農業体験などを通じて農業の重要性を理解し、地産地消に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の適切な維持管理に努め、市民と農業が触れ合える場づくりを通じて都市農業の理解促進に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業経営に関する相談や技術指導・経営指導を充実し、農業計画基盤強化を図る。 ・就農希望者への情報提供や相談対応を通じた就農支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画を推進するため、東大和市総合計画に基づく実施計画と連動し、具体化を図る。
商工業	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な商店街などの重要性を理解し、地域産業の活性化に協力する。 ・工業振興の重要性を理解し、地域産業の活性化に協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業を発展させるために、市民、団体との連携を図る。 ・創業などで地域産業の活性化を図る。 ・勤労者の働きやすい環境整備に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者団体の活性化を図るための取組を進める。 ・技術指導や経営改善など、事業についての適切な支援を行う。 ・産業の発展を図る立場から事業者と市民、行政を結ぶ役割を果たす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各団体や事業者の連携・活動を支援する。 ・計画に基づく必要な施設、設備の整備を支援する。 ・計画に関する情報提供、進行管理を行う。
観光事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を理解し、地域への愛着と誇りを持ち、市内外へその魅力を発信する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を活用し、市や団体の事業に協力・参画し、市内外へ市の魅力を発信する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を活用し、市や事業者と協力し、集客や市の魅力促進を図る。 	

5 進捗管理と成果・活動指標

(1)進捗管理

計画の遂行には、適切な進捗管理が欠かせません。『東大和市産業振興基本計画連絡調整会議』において、適切な進行管理を行い、施策実施の評価を行っていきます。

東大和市産業振興基本計画連絡調整会議

- ・市内関係部署
- ・市内関連事業者団体
- ・有識者
- ・市民・ボランティア団体等

会議は、半年程度に1度の会合を持ち、進捗状況を確認していきます。その他、問題点・課題の共有、事業協力依頼、各組織間の調整を行っていきます。

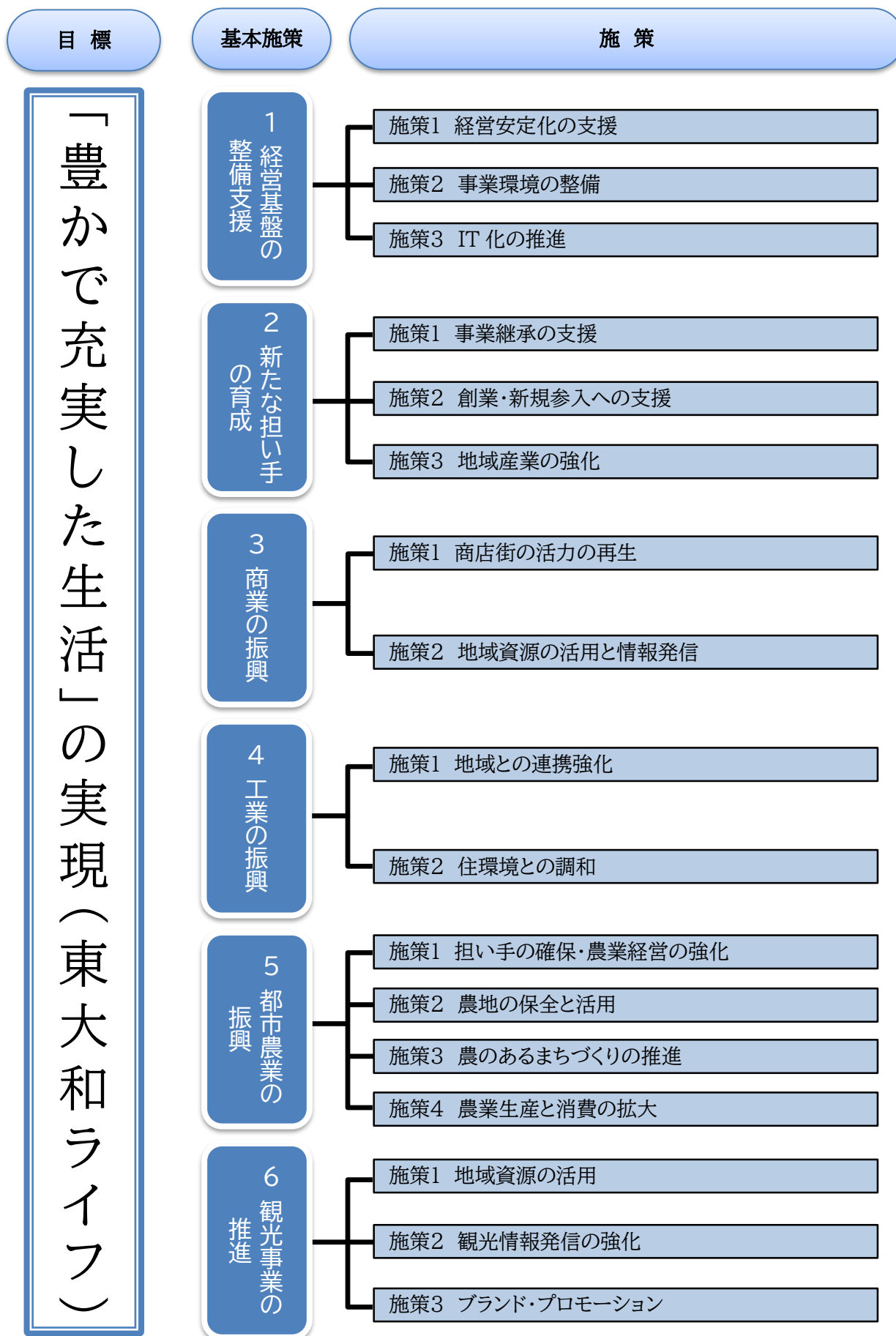
計画では、毎年の成果のチェックを行い、翌年度の活動の参考にしていくものとします。

(2)成果・活動指標

成果・活動指標としては、各産業分野全体については、市民意識調査での満足度を指標として用います。

個別の施策・事業の成果・活動指標については、東大和市産業振興基本計画連絡調整会議等の進捗管理組織で個別に設定していきます。

6 施策の体系



第五章 施策の展開

《基本施策1》 経営基盤の整備支援

市の産業が持続的に発展し、市民の生活を支えていくためには、各事業者の経営の安定化が欠かせません。経営基盤をしっかりと整備することで、企業は経済の変動や市場の変化にも対応しやすくなり、長期的なビジョンに基づく経営が可能となります。

このことは、計画的な事業展開によって、様々な事業者やプロジェクトとの連携を可能にすることにつながり、市全体での産業振興の取組に欠かせない支援となります。

◆施策1 経営安定化の支援

1 資金調達の円滑化促進

事業資金の融資あっせん制度やセーフティネット保証制度等を活用していただくため、事業者への情報提供に努めていきます。

市内の事業者への運転資金や設備資金の融資あっせん事業により経営安定化を図ります。

また、国が定める起因(災害、取引金融機関の破綻等)により、経営の安定に支障が生じている中小企業者について、市が認定(不況業種、売上高の減少等)事務を行います。

<具体的な構成事業>

- ・事業資金の融資あっせん制度
- ・セーフティネット保証認定

2 事業活動への支援

事業活動として、小規模事業者の経営改善に向けた相談や支援業務、地域活性化に結びつく地域振興事業への支援を行います。

また、経営相談や IT 活用、金融相談、情報発信など経営に必要な知識を得られるよう、商工会や中小企業大学校等の関係機関と連携を図ります。

<具体的な構成事業>

- ・小規模事業者の経営改善に向けた支援
- ・経営・税務相談支援

◆施策2 事業環境の整備

1 経営基盤の強化

インターネットの普及は私たちの日常を劇的に変化させ、現在、ビジネスやコミュニケーションの中心的な役割を果たしています。このデジタル時代に適応するため、店舗での先端設備の導入を促進します。

また、ハローワーク立川や東京しごと財団と連携し、地元の企業と労働者のマッチング事業により、企業の労働力確保と労働者の職住近接など多様な働き方への対応を促進します。

<具体的な構成事業>

- ・高度技術化への導入支援(先端設備導入)
- ・人材の確保、就労マッチング支援

2 事業継続力の強化

企業のリスクマネジメントに不可欠な事業継続計画(BCP)の作成など、事業者の事業継続のサポートを実施します。

<具体的な構成事業>

- ・関係団体と連携し事業者の事業継続への取組をサポート

◆施策3 IT化の推進

1 IT活用の促進

インターネットの普及によって、日常生活のあらゆる場面でデジタル化が進行しており、事業においても様々な場面でデジタル化を検討または進める必要があります。経営者の高齢化が進んでいる現状で重要なことは、経営者にとって使いやすく、業務に直結する方法でのデジタル化とIT化です。

また、企業や従業員に新しい価値を提供することができる人材(デジタル人材)の育成や定着は、会社組織の基盤強化につながります。継続的なサポートや学びの機会を持ち続けることも大切で、その環境を整えていきます。

<具体的な構成事業>

- ・IT活用のスキル向上の促進
- ・IT関連事業者の市内開業促進
- ・デジタル人材の育成支援
- ・キャッシュレス対応の促進

《基本施策2》 新たな担い手の育成

産業の振興を目指すため、市内の事業継承をサポートすると同時に、市外からの新規参入を促進する体制を整えることが求められます。市には多くの魅力があり、そのポテンシャルを広くアピールし、明確な将来ビジョンを示すことが不可欠です。

市の魅力的な生活環境を強調し、新しい事業者を引き寄せるだけでなく、移住の魅力も同時に伝えることで、より幅広い産業振興の土壌を作り上げることが可能となります。

新規事業者や継承者の参入で市場が活性化し、次世代の産業リーダー育成につながるよう取り組んでいきます。

◆施策1 事業継承の支援

1 事業継承の推進

創業と事業継承の課題等に対処するため、相談窓口やサポートの体制を整えていきます。講習会の実施や各種交流会、創業者支援など、市内における商業振興の活性化を促進します。

<具体的な構成事業>

- ・商工会との連携による後継者問題の相談・支援
- ・事業継承支援機関との連携サポート

◆施策2 創業・新規参入への支援

1 新たな担い手への支援

多様性のある活力ある街づくりを目指し、空き店舗の活用やIT関連事業の誘致を図っていきます。

職住近接につながる企業の誘致、新しい事業の創業を支援するため、中小企業大・学校との連携を強化していくとともに、創業セミナー等による起業家教育支援を推進していきます。

<具体的な構成事業>

- ・空き店舗対策事業
- ・チャレンジショップの運営
- ・IT関連事業者の新規参入や創業につながるサポート促進
- ・創業支援事業の強化

◆施策3 地域産業の強化

1 人材の育成

新たな担い手を育成していくためには、市場の活性化や相乗効果を目的に、様々な人々が互いに協力し合いながら産業を盛り立てていくことが望まれます。そのため、女性の就労促進やデジタル人材の育成を支援していきます。

<具体的な構成事業>

- ・女性就労の支援・促進
- ・デジタル人材の育成支援(再掲)

2 地域連携

互いの理解を深めるための関連団体や地域の活動への参加を促し、事業者のコミュニティの強化を図る取組を進めていきます。

<具体的な構成事業>

- ・中小企業大学校と連携した事業者サポート
- ・農業と商業の連携による地産地消の促進

《基本施策3》 商業の振興

市の商業は、少子高齢化による経営者の高齢化や人口減少が懸念され、後継者問題等もあり厳しい状況が続いています。

市民の生活を支え、地域社会を形成する重要な場である商店街に活気を取り戻すためには、各商店での持続可能な経営戦略が求められるほか、商店街としての利便性の向上を図り、受け入れるための環境やネットワークを整えることが求められます。

◆施策1 商店街の活力の再生

1 商店街の活性化と組織力強化

商店街への来訪者を拡大し、商業等の活性化を図るため、回遊性の高いイベントやにぎわいづくりを行う事業等の実施により、地域のコミュニティの育成、商店街の組織強化と活性化を図ります。

商店街チャレンジ戦略支援事業では、市内の商店街の振興を図るため、商店街等が実施するイベント事業及び活性化事業に対し補助を実施しています。

<具体的な構成事業>

- ・商店街集客イベントの推進(商店街チャレンジ戦略事業)
- ・個店の魅力発信の強化

2 商店街持続化への取組支援

商店街でのにぎわい創出のため、バザーや教室、アトリエなどの地域の絆を深める場をつくり、空き店舗をオープンスペースとして再利用する等、商店や街の活性化に必要な基盤整備に努めます。

また、長い間使用されてきた装飾灯のリニューアルや、一体感のある看板やアートを取り入れるなど、より魅力的な商店街の創出に努めます。

<具体的な構成事業>

- ・商店街の次世代を担う若手によるワークショップ
- ・商業環境の整備(装飾灯の改修等)
- ・空き店舗対策事業(再掲)

◆施策2 地域資源の活用と情報発信

1 地域資源の活用

市内の農業との連携により、地域資源を活用した地場産業の活性化を図る取組を進めていきます。農業関係団体や商工会等と協力し、マッチングなどがしやすい環境を整備します。

<具体的な構成事業>

- ・農業者との連携による地場産業の活性化
- ・他団体との連携強化

2 情報発信

市内飲食、小売店によるグルメイベントやウォーキングイベント事業等、様々な機会を活かし、市の魅力を発信していきます。

<具体的な構成事業>

- ・個店の魅力発信

市の製造業は、事業所数は平成20年より減少傾向にありましたが、従業者数は令和元年から令和3年にかけて増加しています。令和3年時点では、事業所数は37、従業者数は1,626人となっています。建設業は、事業所数はほぼ横ばいで推移していますが、従業者数は平成24年から令和3年にかけて200人弱減少しており、令和3年時点では1,609人となっています。

工業の振興を図っていくためには、製造業や建設業などの活性化による雇用の創出と、従業員の職住近接の促進につながる事が重要になります。

◆施策1 地域との連携強化

1 地域事業者間の取引や連携の支援

市内事業者の情報発信力を強化し、関係団体との連携による地域事業者間の取引や連携構築の強化を図っていきます。

<具体的な構成事業>

- ・関係団体との連携による地域事業者間の取引や事業者間協力の強化
- ・事業者の発信力強化

2 産業観光の推進

市内には観光スポットとして歴史的遺産や大規模工場等があり、これらの資源を活用して産業観光を推進していきます。

また地域産業の歴史や役割を知る機会を通し、住民の理解を深める事業を推進していきます。

<具体的な構成事業>

- ・産業の歴史遺産見学
- ・お茶工場、森永乳業工場見学

◆施策2 住環境との調和

1 地域産業の振興

地域の建設団体との連携を図り、耐震、エコ、バリアフリーに対応した住宅や店舗の改修に関する情報や助成制度の提供に努めます。

また、地域の工務店など、住民との結びつきを深めることで、市内消費の活性化や持続可能な職人技術の継承などにつなげていきます。

<具体的な構成事業>

- ・建築関係事業者と地域住民による市内消費の循環強化

2 安全・安心への取組

生活環境の安全性を確保し、安心して暮らせるよう、工場立地法に基づく公害防止や景観整備にと取り組んでいきます。

<具体的な構成事業>

- ・工場立地法に基づく確認(公害防止)
- ・工場立地法に基づく確認(景観整備)

《基本施策5》 都市農業の振興

市の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化等によるや担い手不足、都市化の進行による農地面積の減少など、厳しい状況にあります。

国においては、令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法を改正し、地域における農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用を図る等、農業の経営基盤の強化に取り組むこととされました。

東京都では、「都民生活に貢献する持続可能な東京農業の新たな展開」を踏まえ、令和5年3月に東京農業振興プランを策定するとともに、農業経営基盤強化促進法を改正に伴い、令和5年6月に東京都農業振興基本方針を変更しました。

※農業振興についての詳しい施策内容は、『第3次東大和市農業振興計画』を参照してください。
本計画書では、『第3次東大和市農業振興計画』の一部を抜粋して掲載しています。

◆施策1 担い手の確保・農業経営の強化

1 担い手・後継者の育成

農業経営に意欲のある農業者等、市の農業の中核的担い手を支援する仕組みとして、認定農業者制度や認証農業者制度を活用しながら、担い手の確保を図ります。

また、多様な担い手確保策の1つとなる援農ボランティア制度を活用して、農業の担い手の確保・育成に取り組めます。

2 農業経営の展開

認定農業者と認証農業者が農業に関する情報を交換したり、共有したりできる取組として、認定農業者協議会で農業経営・技術についての研修会や講演会等を開催します。

また、農業経営の改善に向け、意欲のある農業者への働きかけを進め、IoTやICTを活用した農業経営の情報化を支援します。

◆施策2 農地の保全と活用

1 農地の保全

農業経営の安定や都市農地の保全のため、生産緑地の指定・再指定を推進するとともに、適正に耕作がされない農地が出ないように定期的な見守りを実施します。

農地を保全するには、市民の都市農業への理解促進を図る必要があるため、農業者と市民の交流を進める取組に努めます。

2 都市農業等に係る制度の充実

農業委員会では、東京都農業会議を通じて、東京都及び国への税制関係要望を行っています。引き続き、都市農業に係る制度の充実に向けた要請活動を行います。

◆施策3 農のあるまちづくりの推進

1 農地の多面的機能の発揮

都市農業には、景観創出機能、交流創出機能、食育・教育機能、地産地消機能、環境保全機能、防災機能等の機能があり、都市農業の多面的な機能の普及を図ります。

2 農業にふれあう機会の拡充

農業にふれあう機会を拡充するために、産業まつりをはじめとするイベント開催を支援したり、農業者と消費者の交流の場を拡充したりします。

農業者が設置する「農業体験農園」や「市民農園」の拡充を目指した取組や、農作物の収穫体験を通じて市民等の農業への理解促進を図ります。

また、次世代を担う子ども達の農業や環境教育の理解促進のため、学校、教育委員会及び農業者が連携して、校外学習等の実施を支援します。

◆施策4 農業生産と消費の拡大

1 個性を生かした農業の振興

安全・安心な農産物を生産・供給のため、東京都やJA東京みどりなどと連携し、環境にやさしい農業の推進のための東京都エコ農産物認証制度の認証者への支援を行います。

2 地場産農産物の提供

地場産農産物のPRを推進するとともに、利用拡大を図るなど、地産地消を拡充するとともに、地域に伝わる料理の掘り起こしと普及を図るなど、様々な場面を活用して食育を推進します。

農業者による共同直売所運営委員会に販売スペースを貸し出すほか、直売所マップを作成し、市民に向けて広報活動等を支援するとともに、学校給食では、地場野菜を積極的に活用しながら、子ども達への食育を推進します。

《基本施策6》 観光事業の推進

市は多摩湖や狭山丘陵など美しい自然に恵まれていますが、観光資源として有効に活用することが難しく、観光振興に取り組むための課題は少なくありませんが、当市においても観光振興の可能性を模索していきます。

また、観光事業を通じて、地域の魅力を高め、地域全体のプロモーションやブランディングを行うことも可能であることから、産業振興の一つの方向性として、今後も様々な取組にチャレンジしていきます。

◆施策1 地域資源の活用

1 地域資源活用への整備

観光ボランティアガイドを養成し、市内の観光資源の有効活用を図るとともに、養成の過程において、観光資源の把握や発掘、また市民へのアピールに努めます。

観光ボランティアガイドの養成については、隔年にて、ボランティアガイド養成講座を実施し、現ボランティアガイドのフォローとともに、養成講座の周知を行っていきます。また、養成講座の参加者を増やすため、動画配信など、気軽に参加できるような形式についても検討していきます。

<具体的な構成事業>

- ・観光ボランティアガイド養成
- ・観光・集客イベントへの支援

2 地域資源の発掘・活用

観光資源の有効活用を目的として、各産業が連携したイベントの開催やスポーツとの連携によるイベントを支援していきます。

「うまかんべえ～祭」は、地域住民の交流と市の魅力ある食文化を活かし、地域社会を元気にすることを目的に毎年開催していきます。入賞作品を市内販売することや入賞団体のイベント出演により市をPRしていきます。

また、新たな魅力の創出のために、四季を通じて楽しめるツアーなどの研究に取り組んでいきます。

<具体的な構成事業>

- ・農業・商業・工業との連携したイベントの支援
- ・スポーツとの連携イベントの推進
- ・四季を通じて”見る、食べる、買う”を楽しめるツアー資源の発掘

◆施策2 観光情報発信の強化

1 地域資源の魅力発信の強化

知名度が上がってきた「うまべえ」を活用し、各種イベントへの出演、市民団体等への着ぐるみの貸し出しを行っていきます。市の公式ホームページ、各種 SNS、うまべえ公式インスタグラム等を用いて PR していきます。

また、観光マップを発行するほか、観光マップのデータの活用など、魅力発信の強化に努めます。

<具体的な構成事業>

- ・観光キャラクター「うまべえ」の活用によるPR
- ・各種観光ガイド、マップの作成
- ・フィルムコミッションの推進

◆施策3 ブランド・プロモーション

1 観光イベントによるブランド化支援

市の魅力を内外に発信していくことを主たる目的とし、市外からの来訪者の誘致や市のイメージ定着のために、市内外に向けてインターネットなど各種メディアを活用した観光資源に関する情報発信に努めます。

<具体的な構成事業>

- ・うまかんべえ～祭 ウォーキングイベントによる事業者支援
- ・地域産品販売や地域ブランド化への支援につながるガイドブックの作成

資料編

■関連計画等

(1) 東大和市総合計画

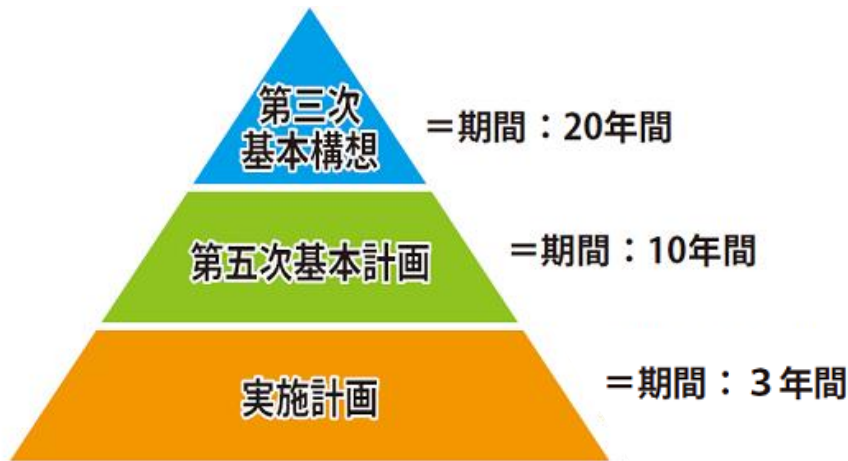
総合計画は、市の最上位計画として位置づけられる計画です。

令和2年(2020年)12月に、新しい総合計画の一部である第三次基本構想を市議会の議決を経て策定し、この構想に基づいて、令和4年(2022年)2月に第五次基本計画を策定しています。

○総合計画の体系と愛称

新総合計画は、第三次基本構想、第五次基本計画、実施計画の3つで構成されます。

また、新総合計画は、第三次基本構想の将来都市像である「水と緑と笑顔が輝くまち 東大和」の実現を目指す計画であるため、この将来都市像の言葉を引用して、「輝きプラン」を計画の愛称としています。



○第三次基本構想

・構想期間

令和4年度(2022年度)～令和23年度(2041年度)の20年間

・内容

第三次基本構想では、市の目指す将来都市像を「水と緑と笑顔が輝くまち 東大和」とし、少子高齢化と人口減少が進展する中であっても、市民がいきいきと活動する、活力あるまちづくり、持続可能なまちづくりを進めることとしています。

市の総人口は今後減少を続け、第三次基本構想の構想期間が終了する令和23年度(2041年度)には、令和4年度(2022年度)と比較して約5,000人減少する見込みです。

これを受け、第三次基本構想では、従来の人口増加を前提とした考え方から転換し、少子高齢化と人口減少の進展に対応することを基本的な考え方としています。

・まちづくりの目標(6つの基本目標)

- ◆子どもたちの笑顔があふれるまち
- ◆健康であたたかい心のかよいうまち
- ◆安全・安心で利便性が高いまち
- ◆心豊かに暮らせるまち
- ◆環境にやさしいまち
- ◆暮らしと産業が調和した活力あるまち

○第五次基本計画

・計画期間

令和4年度(2022年度)～令和13年度(2031年度)の10年間

・内容

第五次基本計画は、第三次基本構想の「まちづくりの目標」(都市像及び基本目標)を実現するため、同構想の「まちづくりの基本施策」に基づいて施策を体系化し、施策ごとに成果指標や施策の展開方向などを定めています。

(2) 東大和市都市マスタープラン(目標年次:令和6年度(2024年度))

都市マスタープランは、都市計画法第18条の2の規定に基づき「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるもので、用途地域等の指定や都市施設整備といった具体的な都市計画等の指針となるよう、市の都市づくりの将来像を描いたものです。

都市計画(都市づくり)分野においての、市の上位計画となります。

○都市づくりの理念

身近な生活空間の質的充実を基本に、後世に誇れる個性と活力のある生活都市を目指し、市民と行政が協働で都市づくりを進めます。

① 身近な生活空間の質的充実に努めます。

これからの成熟社会では、蓄積された社会資本の適切な管理とともに、市民生活にうるおいをもたらす環境整備が重要であり、身近な生活空間を質的に充実させる都市づくりに努めます。

② 後世に誇れる都市の個性と活力の創出に努めます。

優れた自然環境である多摩湖や狭山丘陵、野火止用水は、本市固有の環境資源の保全を図るとともに、本市の魅力としてアピールし、市民が楽しめる場、また、市外の人も含め、交流し合える場となる拠点づくりを行い、地域にふさわしい活力を引き出せるような都市づくりに努めます。

③市民と行政による協働の都市づくりに努めます。

都市の成長とともに市民のまちづくりへのニーズは多様化・高度化してきています。市民と行政の情報の共有化に努め、計画づくりから実現に向けて連携を取り合う、協働の都市づくりに努めます。

(3) 第二次東大和市環境基本計画

環境基本計画は東大和市環境基本条例の基本理念を実現するため、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。また、同条例第7条第2項に基づき、「環境の保全に関する目標」「環境の保全に関する施策の基本的な方向」「環境保全に関する施策の推進のために必要な事項」を定めています。

○望ましい環境像

人と自然が共生する豊かな環境を育み、
次の世代に引き継げるまち

・計画期間

平成 29 (2017) 年度から平成 38 (2026) 年度までの 10 年間

・基本目標

基本目標 1 自然環境

狭山丘陵をはじめ水と緑を保全・活用し、生きものと共生するまち

恵まれた豊かな自然環境を、市民の貴重な財産として保全・継承し、人と自然が共生する社会の実現を目指します。

基本目標 2 循環型社会

循環型社会の形成を進める地球にやさしいまち

環境への負荷を低減し、資源・エネルギーを有効に利用する持続可能な「循環型社会」の構築を目指します。

基本目標 3 都市環境

環境負荷を低減し、健康で安心して住み続けられる快適なまち

環境への負荷の低減を通じて良好な環境を確保し、安全で快適さを誰もが感じられるまちを目指します。

基本目標 4 環境教育・環境学習

環境を学び、体験し、持続可能な社会を担う人づくりを進めるまち

地域の自然や歴史・文化を通じて環境の大切さを学び、次世代に良好な環境を継承していく取

組の実践を通じ、人々の地域への愛着がはぐくまれ、環境保全に対する意欲が高まっていくことを目指します。

基本目標 5 協働・連携

環境を学び、体験し、持続可能な社会を担う人づくりを進めるまち

市民、事業者、市民団体及び市の協働による取組を推進するための体制や仕組みの構築を目指します。

(4) 第三次東大和市農業振興計画

第三次東大和市農業振興計画は、「市民の健康づくりに貢献する東大和農業」を将来像として掲げ、将来にわたり東大和市の農業が発展するよう市民、農業者、関係機関及び行政が一体となって農業振興に取り組み、「担い手の確保・農業経営の強化」「農地の保全と整備」「農のあるまちづくりの推進」「農業生産と消費の拡大」の4つの柱の実現を目指しています。

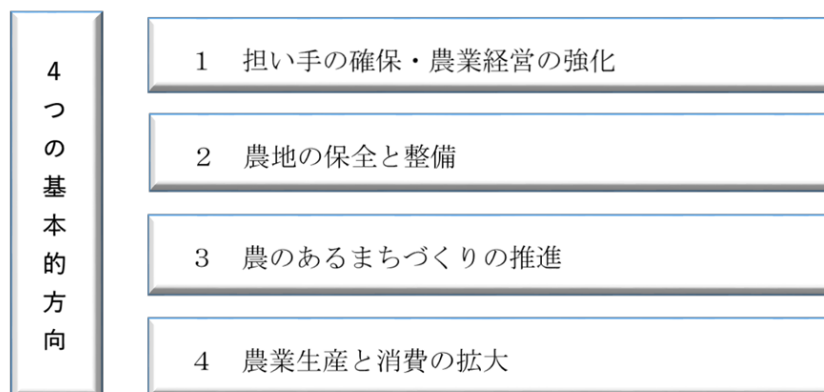
○将来像

市民の健康づくりに貢献する東大和農業

・計画期間

平成 30（2018）年度から令和 9（2027）年度の 10 年間

・基本的方向



■東京都の中小企業支援

東京都では、経営・技術支援、創業支援など様々な商工施策を通して、中小企業の育成・発展を図っています。また、制度融資などの多様な金融支援により中小企業の資金調達の円滑化を図っているほか、貸金業者の適正な運営の確保と資金需要者の利益保護を図るため、貸金業の指導・監督を行っています。

(東京都ホームページより)

【経営支援】

○経営上の相談、企業支援、各種アドバイザー制度

経営・金融・法務・法律・税務などの問題について、中小企業診断士・税理士・弁護士・司法書士などの専門の相談員が相談に応じています。また、企業の再生、事業承継、廃業に関する相談窓口として事業承継・再生支援事業を実施しています。

○経営革新計画

新事業の実施を通じて、経営の向上を図る中小企業を支援するため、中小企業等経営強化法に基づく「経営革新計画」の承認を行っています。

○BCP 策定支援

中小企業の BCP 策定の取組を推進するため、BCP 策定の重要性を学ぶ普及啓発セミナーや策定講座の開催、コンサルティングの実施により BCP 策定を支援しています。

○事業承継・再生支援事業

事業承継問題を抱えている中小企業者に対して、円滑な事業承継に対応するため、相談体制を整備するとともに、普及啓発セミナー等を実施しています。また、事業再生等の問題を抱える中小企業者に対して、できるだけ早い段階で対策が講じられるよう、個々の経営課題に応じた専門的なアドバイスを行う等、具体的な支援を行っています。

○事業承継税制の認定

事業承継の際に一定の場合、非上場株式の贈与・相続・遺贈に係る贈与税・相続税を一部猶予・免除する特例制度の認定を行っています。

○地域特産品の振興

東京都では、東京産の原材料を使用している加工食品や東京の伝統的手法など生産方法に特徴があると認められる食品について、基準に適合するものを認証しています。

東京都では、東京産の原材料の使用や独自の技術、東京に伝わる伝統的な製造技術などの活用により、東京ならではの魅力ある特産品を製造販売する都内食品事業者を対象に、その開発に必要な経費を助成しています。

【創業支援】

○東京都トライアル発注認定制度

中小企業の新規性の高い優れた新商品の普及を応援するため、都が新商品を認定して PR 等を行うとともに、一部を試験的に購入し評価します。

○インキュベーション HUB 推進プロジェクト

複数のインキュベータの連携体が、創業予定者の発掘・育成から成長促進までの支援を一体的に行

う取組を後押しするため、総合的な創業支援環境づくりの整備に要する経費の一部を都が補助します。

○インキュベーション施設運営計画認定事業

都内開業率の更なる向上を図るため、民間事業者等による創業支援（インキュベーション）施設の事業計画のうち、一定の基準を満たしたものを認定します。

○創業助成事業

創業予定者、創業して間もない企業等に人件費、賃借料、広告費等、創業期に必要な経費の一部を助成します。

○ライフサイエンスベンチャースタートアップ支援事業

ライフサイエンス系ベンチャー企業の成長産業分野での着実な成長を支援するためインキュベーション施設やオフィスへの入居支援を図ります。

○ライフサイエンスベンチャー商談会支援事業

ライフサイエンス系ベンチャー企業の成長を支援するため、展示会の出展及び商談会コーディネーターへの支援を図ります。

○TOKYO 戦略的イノベーション促進事業

東京都では、次代の都内産業の礎となる技術の創出を目指して、大都市・東京が抱える課題の解決に役立ち、国内外において市場の拡大が期待される産業分野への都内中小企業の参入を促進する「TOKYO 戦略的イノベーション促進事業」を令和3年度から実施しています。

○エンジェル税制

創業して間もない元気な企業を応援するために、その企業へ投資を行った方に対して税制優遇を行う制度です。

○多摩ものづくり創業の推進

東京都は、多摩地域におけるものづくり分野での創業の活性化を図るため、ものづくり分野での起業に取り組む起業家に対し各種支援を行うとともに、ものづくり型創業支援施設を整備しようとする民間事業者等に対しその整備・改修費を助成しています。

○起業家による空き家活用モデル事業

東京都は、空き家（戸建て住宅）を活用した事業プランを考える起業家を支援するため、空き家活用事業を実施しています。空き家の「新たな利活用事例」となりうる優れた事業プランを都内起業家から募集し、空き家の利活用に有効と認められる事業プランを審査の上、採択します。採択後は、各種支援を実施します。

【融 資】

○東京都中小企業制度融資

東京都の制度融資は、東京都と東京信用保証協会と指定金融機関の三者協調のうえに成り立っている融資制度で、都内の中小企業者が金融機関から融資を受けやすくするための制度です。

○東京都動産・債権担保融資(ABL)制度

中小企業のみなさまが保有している機械・設備（車両、建設機械、工作機械等）や売掛債権、在庫など様々な資産を担保として有効活用し、金融機関から不動産担保に頼らずに事業資金を借り入れることができる、都独自の制度です。

○東京プラスサポート融資制度

東京都と地域の金融機関とが連携した保証付融資制度です。

○女性・若者・シニア創業サポート事業

東京都、一般社団法人東京都信用金庫協会及び一般社団法人東京都信用組合協会は、地域に根差した創業を支援するため、地域金融機関（信用金庫・信用組合）を通じた低金利・無担保の融資と経営サポートを組み合わせた「女性・若者・シニア創業サポート事業」を創設しました。

○外国人起業家の資金調達支援事業

東京都は、外国人が東京で起業しやすい環境の整備を図るため、外国人起業家に向けて、金融機関による融資と、融資前後の経営支援を組み合わせた取組を、経営支援等を実施する事業者（統括支援機関）及び融資を行う金融機関（取扱金融機関）を通じて実施します。

○地域金融機関による事業承継促進事業

中小企業の経営者の高齢化が進み、事業承継が喫緊の課題となる中、経営者に寄り添い地域の活性化に貢献する地域金融機関の役割が大きなものとなっています。

そこで東京都では、地域密着型の取引ネットワークを持つ地域金融機関と連携し、事業承継に係る課題の洗い出しから、課題解決策の立案、事業承継の実現に必要な資金調達までの取組を一貫して支援する「地域金融機関による事業承継促進事業」を令和元年7月1日より開始しました。

○中小企業高度化資金貸付

高度化事業は、中小企業者が共同して経営基盤の強化を図るために組合などを設立して、工場団地・卸団地、ショッピングセンターなどを建設する事業や第三セクターや商工会などが地域の中小企業者を支援する事業に対して、資金及びアドバイスの両面から中小企業基盤整備機構（以下「機構」といいます。）と都道府県が一体となって支援する制度です。これまでに実施してきた代表的な貸付対象事業は、中小企業者が市街地に散在する工場や店舗などを集団で移転し、公害問題などのない適地に工場団地や卸団地を建設する集団化事業、商店街を街ぐるみで改造して街全体の活性化を図る集積区域整備事業などが掲げられます。

【窓口・問い合わせ先】

■商工業

問い合わせ事項	担当	電話	場所
中小企業等協同組合法に基づく手続き	商工部調整課	03-5320-4759	都庁第一本庁舎 20 階北側
経営革新計画の承認	商工部経営支援課	03-5320-4795	都庁第一本庁舎 20 階北側
事業承継税制の認定	商工部経営支援課	03-5320-4785	都庁第一本庁舎 20 階北側
大規模小売店舗立地法に基づく手続き	商工部地域産業振興課	03-5320-4788	都庁第一本庁舎 20 階北側

■産業関係施設・窓口

問い合わせ事項	担当	電話	場所
創業、経営全般、税務・会計・法律等の相談	公益財団法人東京都中小企業振興公社総合支援課	03-3251-7881	千代田区神田佐久間町 1-9
	城東支社	03-5680-4631	葛飾区青戸 7-2-5
	城南支社	03-3733-6284	大田区南蒲田 1-20-20
	多摩支社	042-500-3901	昭島市東町 3-6-1
都立産業技術研究センターの利用 技術相談	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター総合支援窓口	03-5530-2140	江東区青海 2-4-10(本部)
	城東支所	03-5680-4632	葛飾区青戸 7-2-5
	墨田支所	03-3624-3731	墨田区横網 1-6-1 KFC ビル 12 階
	城南支所	03-3733-6233	大田区南蒲田 1-20-20
	多摩テクノプラザ	042-500-2300	昭島市東町 3-6-1
	食品技術センター	03-5256-9251	千代田区神田佐久間町 1-9 東京都産業労働局秋葉原庁舎 6~8 階

■融資

問い合わせ事項	担当	電話	場所
制度融資等の金融相談 9:00~17:00(土日祝日、年末年始を除く)	金融部金融課	03-5320-4877	都庁第一本庁舎 19 階北側

■職業能力開発

問い合わせ事項	担当	電話	場所
公共職業訓練 9:00~12:00、13:00~17:00(土日祝日、年末年始を除く)	雇用就業部能力開発課	03-5320-4716	都庁第一本庁舎 21 階中央
	各職業能力開発センター及び校		
キャリアアップ講習・中小企業の人材育成 9:00~12:00、13:00~17:00(土日祝日、年末年始を除く)	雇用就業部能力開発課	03-5320-4719	都庁第一本庁舎 21 階中央
	各職業能力開発センター及び校		

問い合わせ事項	担当	電話	場所
技能検定 9:00~12:00、13:00~ 17:00(土日祝日、年末年 始を除く)	東京都職業能力開発協 会	03-6631-6052	千代田区内神田 1-1-5 東京 都産業労働局神田庁舎 5 階
	再交付について 雇用就業部能力開発課	03-5320-4717	都庁第一本庁舎 21 階中央
職業訓練指導員 免許交 付・試験実施 9:00~12:00、13:00~ 17:00(土日祝日、年末年 始を除く)	雇用就業部能力開発課	03-5320-4717	都庁第一本庁舎

東大和市産業振興基本計画
－ 令和5年度改定 －

発 行： 東大和市

発行年月： 令和6年3月

編 集： 東大和市 産業振興課
